

令和6年度版

障がい者のしおり



 荒川区

障がい者のしおりのご使用に当たって

「障がい者のしおり」は、障がい者福祉の制度について、概要や問合せ先などを紹介したものです。

必要なサービスは、目次や障がい程度別サービス・事業一覧表からあてはまる対象や内容を調べ、担当している問合せ先にご連絡ください。

対象となる障がいを、以下のように略号で記しているところがあります。

身体障がい者 **身** 知的障がい者 **知** 精神障がい者 **精** 障がい児 **児**
指定難病患者 **難**

事業内容につきましては、令和6年4月1日現在で作成しました。その後、事業内容の変更などがある場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、詳しい事業内容については、担当窓口にお問合せください。

所得制限の記載があり、本文又は参考資料に示されていないものは、問合せにおたずねください。

障がい者と記載されている場合は障がい児も含みますが、乳幼児には利用が困難なサービスもあります。個別にお問合せください。

区役所へのお問合せは

代表電話（3802）3111にお掛けの上、問合せする担当課・係または内線番号を交換手にお伝えください。あるいは、直通電話へお掛けください。

なお、電話での問合せが困難な方は、障害者福祉課までFAXにてご連絡ください。

障害者福祉課 FAX番号(3802)0819